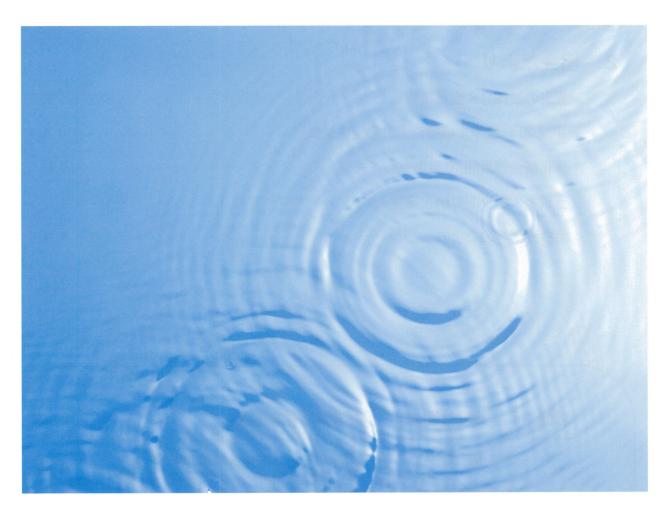
第二三No.66

発行 平成28年10月31日



《主な内容》

- ●平成27年度末の浄化槽の普及状況について
- ●平成27年度末の汚水処理人口普及状況について
- ●平成29年度浄化槽推進関係概算要求の概要
- ●環境省 中小企業等経営強化法の施行について(お知らせ)
- ●表彰のご紹介&会員情報

- ●平成28年度浄化槽設備士試験実施結果
- ●浄化槽強調月間10月キャンペーン ★主要駅、大型スーパーで普及啓発
- ●ラジオスポットCMを実施
- ●協会会議等のこよみ



一般社団法人 愛知県浄化槽協会

1. 行政だより

	平成27年度末の浄化槽の普及状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	平成27年度末の汚水処理人口普及状況について ・・・・・・・・・・	8
	平成29年度浄化槽推進関係概算要求の概要・・・・・・・・・・・1	0
	環境省 中小企業等経営強化法の施行について(お知らせ) ・・・・・・1	2
2.	協会だより	
	表彰のご紹介&会員情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
	平成 28 年度浄化槽設備士試験実施結果 ・・・・・・・・・・・1	4
	浄化槽強調月間 10 月キャンペーン ・・・・・・・・・・・・1	5
	ラジオスポットCMを実施・・・・・・・・・・・・・・・1	6
	協会会議等のこよみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

■発 行 一般社団法人 愛知県浄化槽協会

事務局	〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31 TEL〈052〉481-7200 FAX〈052〉481-7207
- 法定検査部	
名古屋業務所	〒453-0017 名古屋市中村区則武本通 1 — 3 1 TEL〈052〉481-7160 FAX〈052〉481-7163
豊田業務所	〒471-0064 豊田市梅坪町9-5-10 TEL〈0565〉37-3360 FAX〈0565〉37-3361
春日井業務所	〒487-0024 春日井市大留町2-2-18 TEL〈0568〉53-3721 FAX〈0568〉53-3722
名古屋西業務所	〒452-0911 清須市西須ヶ口32-1 TEL〈052〉618-6351 FAX〈052〉618-6352

平成27年度末の浄化槽の普及状況について

平成28年9月5日(月)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 浄化槽推進室

直通 03-5501-3155 代表 03-3581-3351

室長 吉川 圭子(内線6861) 係長 藤村 紘行(内線6908) 担当 金田 栄(内線6866)

平成27年度末における浄化槽の普及人口は、1,167万人となりました。(平成26年度末における普及人口は、福島県を除き1,124万人)

また、浄化槽普及人口の総人口に対する割合(普及率)は、9.14%となりました。(平成26年度末は8.92%)

浄化槽は、主に各戸ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水とを併せて処理する施設です。その特長としては、極めて短期かつ比較的安価に設置できること、健全な水循環や水量の確保に役立つこと等が挙げられ、家屋が散在する地域における生活排水対策の有効な手段です。

今年度調査では、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯箱村)を除いたデータを用いています。

1. 汚水処理施設及び浄化槽の普及状況

環境省、農林水産省及び国土交通省の三省は、平成8年度から合同で汚水処理(三省が それぞれ所管する浄化槽とコミュニティ・プラント、農業集落排水施設等、下水道による 処理)の普及状況を公表しています。

平成27年度末の汚水処理施設に係る普及人口は1億1,147万人、普及人口の総人口に対する割合(普及率)は、89.9%でした。このうち、浄化槽の普及人口は1,167万人、普及人口の総人口に対する割合(普及率)は、9.14%でした。(表1及び図1参照)

なお、都道府県別の浄化槽及びコミュニティ・プラントの普及状況を表 2 に示します。

2. 浄化槽の特長

浄化槽は、家庭の生活排水(し尿及び雑排水)を、主として各戸ごとに処理し、近傍の 公共用水域等に放流するもので、その特長は次のとおりです。

- (1) 処理性能が良い。
 - ・生物化学的酸素要求量(BOD)の除去率90%以上
 - 放流水のBODが20mg/1 以下
- (2) 設置費用は5人槽で84万円程度と比較的安価である。
- (3) 設置に要する期間は1週間から10日程度であり、投資効果の発現が極めて早い。
- (4) 地形の影響を受けることなく、ほとんどどこにでも設置できる。
- (5) 処理水をその場で放流するため、健全な水循環や河川の水量の確保が可能であり、 多様な生態系の維持にも寄与する。

3. 浄化槽の設置整備

環境省(旧:厚生省)は、昭和62年に浄化槽設置整備事業(旧:合併処理浄化槽設置整備事業)を創設し、浄化槽を設置しようとする住民に対し、設置費用の補助を行っている 市町村を対象に補助を行ってきました。

また、平成6年度に市町村自らが設置主体となり浄化槽の面的整備を推進する浄化槽市町村整備推進事業(旧:特定地域生活排水処理事業)を創設しました。本事業は、市町村による確実な維持管理が行われること等から、環境省としても、その推進に注力しているところです。特に平成14年度補正予算からは、浄化槽による汚水処理施設の整備が下水道などの集合処理に比べて経済的、効率的である地域を対象とするなど、大幅な補助対象要件の緩和を行っています。 平成28年4月までの実施市町村は44都道府県295市町村となっており(表4参照)、今後とも本事業の一層の推進を図っていきます。

さらに、平成28年度より、平成22年度から実施してきた低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業をリニューアルし、更なる環境性能を追加した環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業(助成率1/2)や市町村が所有する公的施設の単独処理浄化槽について、集中的に転換する公的施設単独処理浄化槽集中転換事業を創設。その他浄化槽整備の促進に資するための要件緩和等を行い、従来以上に浄化槽整備の一層の推進を図っています。

[表1] 平成27年度末の浄化槽の普及人口及び普及率

	平成27年度末	平成26年度末
普及人口	1,167万人	1,124万人
普 及 率	9.14%	8.92%

- (注)
- 1. 普及率とは、普及人口の総人口に対する割合とする。
- 2. 普及人口は1万人未満を四捨五入した。
- 3. 平成26年度調査では、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な 市町村があるため、福島県全域を除いた値を用いている。
- 4. 平成27年度調査では、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な 市町村(相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、 双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を除いた値を用いている。

(平成27年度末) 20.0 19.1% 18 0-16 0-15.0% 普 14.0 12.0-浄化槽人口普及率 9.6% 10.0-全国平均 9.1% 7.6% 8.0-283 5.8% 6.0-4 0-(%) 2.0 0.3% 0.0 50~ 100万人 人口規模 100万人以上 30~50万人 10~30万人 5~10万人 5万人未満 숨計 12,766 2,932 1,122 1,728 3,139 (万人) 100% 構成割合 23.0% 8.8% 13.5% 24.6% 14.5% 15.7% 普及人口 (万人) 9 65 130 302 278 382 1,167 普及率 5.8% 7.6% 9.6% 15.0% 19.1% 9.1% 0.3% 市町村数 12 16 44 193 264 1,179 1 708 構成割合 11.3% 15.5% 69.0% 100%

- (注) 1. 総市町村数1,708の内訳は、市 790、町 738、村 180(東京都区部は市数に1市として含む)

 - 1. 総内町代級(1,700の7)省(1,700の7)名(3)、 1705、 1

[図1] 都市規模別浄化槽普及人口

[表2]都道府県別 浄化槽等の普及状況

(平成27年度末)

								(丁)以乙	/十段不/
都道府県名	総人口	汚水処理 人口	汚水処理 人口普及率	浄化槽 処理人口	うち浄化槽 整備区域内 処理人口	浄化槽人口 普及率	浄化槽 整備区域内 人口普及率	コミュニティ ・プラント 処理人口	コミュニティ ・プラント 普及率
	(千人)	(千人)		(千人)	(千人)			(千人)	
北海道	5,375	5,108	95.0%	162	(154)	3.0%	(2.9%)	0	-
青森県	1,329	1,024	77.1%	128	(73)	9.6%	(5.5%)	0	name.
岩手県	1,282	1,013	79.0%	167	(116)	13.0%	(9.1%)	1.7	0.1%
宮城県	2,317	2,081	89.8%	149	(114)	6.4%	(4.9%)	6.3	0.3%
秋田県	1,036	885	85.4%	118	(76)	11.4%	(7.3%)	0	-
山形県	1,124	1,020	90.8%	88	(61)	7.9%	(5.4%)	0	-
福島県	1,773	1,438	81.1%	389	(252)	21.9%	(14.2%)	0.4	0.0%
茨城県	2,964	2,448	82.6%	473	(228)	16.0%	(7.7%)	9.7	0.3%
栃木県	1,994	1,683	84.4%	309	(222)	15.5%	(11.1%)	1.0	0.1%
群馬県	2,001	1,571	78.5%	370	(218)	18.5%	(10.9%)	24.8	1.2%
埼玉県	7,325	6,635	90.6%	698	(421)	9.5%	(5.7%)	0.9	0.0%
千葉県	6,269	5,427	86.6%	805	(418)	12.8%	(6.7%)	8.2	0.1%
東京都	13,459	13,425	99.7%	29	(13)	0.2%	(0.1%)	2.3	0.0%
神奈川県	9,142	8,949	97.9%	122	(42)	1.3%	(0.5%)	0	nine.
新潟県	2,307	1,983	85.9%	123	(51)	5.3%	(2.2%)	0	_
富山県	1,077	1,035	96.1%	36	(13)	3.3%	(1.2%)	3.2	0.3%
石川県	1,153	1,075	93.3%	51	(34)	4.4%	(3.0%)	2.8	0.2%
福井県	796	750	94.2%	39	(27)	4.9%	(3.4%)	0	_
山梨県	846	683	80.7%	112	(56)	13.3%	(6.6%)	6.0	0.7%
長野県	2,130	2.074	97.4%	121	(107)	5.7%	(5.0%)	1.0	0.0%
岐阜県	2.069	1,883	91.0%	211	(117)	10.2%	(5.6%)	4.1	0.2%
静岡県	3,761	2.960	78.7%	578	(287)	15.4%	(7.6%)	14.3	0.4%
愛知県	7.507	6,685	89.1%	775	(316)	10.3%	(4,2%)	11.0	0,1%
三重県	1,845	1,524	82.6%	465	(142)	25.2%	(7.7%)	3.4	0.2%
滋賀県	1,418	1,396	98.5%	40	(3)	2.8%	(0.2%)	0	-
京都府	2,569	2,508	97.6%	56	(38)	2.2%	(1.5%)	0.3	0.0%
大阪府	8,857	8,614	97.3%	178	(7)	2.0%	(0.1%)	0.4	0.0%
兵庫県	5,608	5,534	98.7%	106	(85)	1.9%	(1.5%)	69.5	1.2%
奈良県	1,384	1,214	87.7%	111	(38)	8.0%	(2.8%)	3.3	0.2%
和歌山県	990	601	60.6%	300	(152)	30.3%	(15.3%)	0	-
鳥取県	576	534	92.7%	35	(12)	6.0%	(2.0%)	0.4	0.1%
島根県	698	543	77.8%	106	(54)	15.1%	(7.7%)	4.4	0.6%
岡山県	1,928	1,628	84.4%	316	(143)	16.4%	(7.4%)	0	-
広島県	2,857	2,473	86.6%	325	(191)	11.4%	(6.7%)	14.0	0.5%
山口県	1,413	1,209	85.6%	231	(124)	16.3%	(8.7%)	0.1	0.0%
徳島県	767	439	57.3%	276	(165)	36.1%	(21.5%)	7.8	1.0%
香川県	999	742	74.3%	285	(226)	28.5%	(22.7%)	0.5	0.1%
愛媛県	1,411	1,076	76.3%	292	(209)	20.7%	(14.8%)	3.4	0.2%
高知県	735	550	74.8%	255	(163)	34.7%	(22.2%)	1.5	0.2%
福岡県	5,112	4,656	91.1%	479	(314)	9.4%	(6.1%)	13.1	0.3%
佐賀県	839	680	81.1%	121	(83)	14.4%	(9.8%)	0.6	0.1%
長崎県	1,396	1,100	78.8%	189	(107)	13.5%	(7.7%)	5.2	0.4%
熊本県	1,803	1,538	85.3%	256	(201)	14.2%	(11.1%)	0.5	0.0%
大分県	1,179	868	73.6%	250	(155)	21.2%	(13.2%)	0.7	0.1%
宮崎県	1,121	939	83.8%	238	(193)	21.2%	(17.3%)	0	_
鹿児島県	1,667	1,295	77.7%	560	(503)	33.6%	(30.2%)	4.9	0.3%
沖縄県	1,456	1,245	85.5%	146	(80)	10.0%	(5.5%)	0	-
全国計	127,663	114,741	89.9%	11,667	(6,803)	9.1%	(5.3%)	232	0.2%
1-1	,	,,	00.070	,,	(0,000)	. 0.170	(0.070)		✓ s d / 0

- (注)1. 総人口、処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 - 2. 数値 "0" は処理人口がいないことを示す。
 - 3. 浄化槽整備区域内とは、浄化槽によって区域内の汚水処理施設の整備を行うとして各市町村により定めているもので、その処理人口及び普及率は、把握している限りの数値である。
 - 4. 平成27年度調査では、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を除いた値を用いている。

[表4]平成28年度 浄化槽市町村整備推進事業 実施市町村

(平成28年4月現在)

都道府県名	市町村数	市 町 村 名
北海道	16	釧路町、北斗市、福島町、上ノ国町、島牧村、寿都町、黒松内町、喜茂別町、妹背牛町、中川町、 利尻町、豊浦町、壮瞥町、厚真町、本別町、標津町
青森県	4	十和田市、平川市、平内町、大鰐町
岩手県	15	盛岡市、宮古市、花巻市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、 紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、洋野町、一戸町
宮城県	10	仙台市、石巻市、大崎市、登米市、栗原市、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町
秋田県	13	秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、 藤里町、八峰町、東成瀬村
山形県	10	鶴岡市、酒田市、寒河江市、上山市、長井市、最上町、大蔵村、高畠町、白鷹町、飯豊町
福島県	11	会津若松市、白河市、須賀川市、西会津町、磐梯町、三島町、金山町、 昭和村、会津美里町、 三春町、小野町
茨城県	7	常陸太田市、常陸大宮市、桜川市、行方市、小美玉市、大子町、日立市
栃木県	3	鹿沼市、日光市、大田原市
群馬県	15	伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、 長野原町、嬬恋村、高山村、東吾妻町、昭和村
埼玉県	11	秩父市、滑川町、嵐山町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、 東秩父村
千葉県	2	睦沢町、長柄町
東京都	5	八王子市、青梅市、奥多摩町、八丈町、小笠原村
神奈川県	2	相模原市、山北町
新潟県	7	新潟市、長岡市、十日町市、糸魚川市、上越市、南魚沼市、出雲崎町
富山県	2	砺波市、南砺市
石川県	7	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、能登町
福井県	3	福井市、越前市、美浜町
山梨県	8	甲府市、山梨市、北杜市、甲斐市、甲州市、市川三郷町、身延町、道志村
長野県	13	長野市、松本市、伊那市、大町市、飯山市、安曇野市、南木曽町、木祖村、木曽町、麻績村、 生坂村、筑北村、栄村
岐阜県	2	郡上市、揖斐川町
静岡県	2	掛川市、御殿場市
三重県	8	津市、松阪市、名張市、伊賀市、多気町、大台町、南伊勢町、紀宝町
京都府	5	舞鶴市、綾部市、京丹後市、宇治田原町、京丹波町
大阪府	8	高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、河内長野市、大東市、柏原市、和泉市
兵庫県	1	養父市
奈良県	2	黒滝村、天川村
和歌山県	4	田辺市、高野町、有田川町、日高町、
鳥取県	5	鳥取市、北栄町、南部町、伯耆町、日南町
島根県	12	松江市、浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、海士町、 隠岐の島町
岡山県	6	高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、奈義町
広島県	6	広島市、三原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市
山口県	3	宇部市、萩市、岩国市
徳島県	4	三好市、勝浦町、美波町、上板町
香川県	3	高松市、三豊市、まんのう町
愛媛県	9	今治市、八幡浜市、伊予市、西予市、上島町、久万高原町、伊方町、鬼北町、愛南町
高知県	2	土佐町、津野町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町
佐賀県	9	佐賀市、唐津市、武雄市、小城市、嬉野市、神埼市、有田町、江北町、 <u>みやき町</u>
長崎県	6	長崎市、諫早市、西海市、雲仙市、時津町、小値賀町
熊本県	14	八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市、美里町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、 小国町、南阿蘇村、芦北町、苓北町
大分県	5	佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後大野市、国東市
宮崎県	4	宮崎市、延岡市、日南市、綾町
鹿児島県	6	薩摩川内市、曽於市、三島村、長島町、龍郷町、知名町
都道府県数	905	
44	295	

※太字・下線は、平成28年度からの新規実施予定自治体(市町村合併による新市町村は、継続市町村としている) ※過去に浄化槽市町村整備推進事業により浄化槽を整備した市町村を含む

平成27年度末の汚水処理人口普及状況について

<農林水産省・国土交通省同時発表>

平成28年9月5日 (月)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 浄化槽推進室

直通 03-5501-3155 代表 03-3581-3351

室長 吉川 圭子(内線6861) 係長 藤村 紘行(内線6908) 担当 金田 栄(内線6866)

環境省、国土交通省、農林水産省の合同で、平成27年度末時点における全国の汚水処理人口普及状況を 調査した結果、汚水処理人口普及状況は89.9%となりました。

1. 汚水処理人口普及率

汚水処理施設の整備は、整備区域、整備方法、整備スケジュール等を設定した「都道府県構想」に 基づき各地方公共団体が効率的、効果的に実施しています。

平成 27 年度末における全国の汚水処理施設の処理人口は、1 億 1,474 万人 *1 となりました。これを総人口に対する割合でみた汚水処理人口普及率は、 $89.9\%^{*1}$ (平成 26 年度末については、 $89.5\%^{*2}$) となりましたが、未だに約 1,300 万人が汚水処理施設を利用できない状況です。

また、我が国における汚水処理人口普及状況は、大都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は77.5%^{*1}にとどまっている状況です。

2. 処理施設別処理人口内訳

処理人口を各処理施設別にみると、下水道によるものが 9,926 万人、農業集落排水施設等によるものが 358 万人、浄化槽によるものが 1,167 万人、コミュニティ・プラントによるものが 23 万人でした。

<参考>

汚水処理人口普及状況の指標は、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの 各汚水処理人口の普及状況を、人口で表した指標を用いて統一的に表現することについて国土交通省、 農林水産省、環境省で合意したことに基づくものであり、平成8年度末の整備状況から公表しています。

- 注) ※1 平成27年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(相馬市、 南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を 除いた集計データを用いている。
 - ※2 平成26年度調査は、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、福島県全域を 除いた都道府県の集計データを用いている。

(お問い合わせ先)

【浄化槽、コミュニティ・プラント】

◆環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 浄化槽推進室 担当者:藤村、金田 代表 03-3581-3351 (内線6866) 直通 03-5501-3155

【下水道】

◆国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 事業マネジメント推進室 担当者:安永(内線34-243)、難波(内線34-238) 代表 03-5253-8111

【農業集落排水施設等】

◆農林水産省 農林振興局 整備部 地域整備課 担当者:平林、赤岸 代表 03-3502-8111 (内線5615)

都道府県別汚水処理人口普及状況

(平成27年度末)

									(十八,	27年度末)
TO THE PROPERTY OF THE PROPERT			汚水処理		農業集落	合併処理	うち	うち	うち	コミュニティ
都道府県名		総人口		下 水 道			浄化槽市町	浄化槽設置		
	普及率		人口計		排水施設等	浄化槽	村整備推進 事業等分 (千人)	整備事業分	左記以外分	・プラント
11 34-325	05.0%	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)		(千人)	(千人)	(千人)
北海道	95.0%	5,375	5,108	4,873	72	162	54	68	39	0
青森県	77.1%	1,329	1,024	777	120	128	12	40	76	0
岩手県	79.0%	1,282	1,013	733	111	167	39	98	30	2
宮城県	89.8%	2,317	2,081	1,854	72	149	33	76	39	6
秋田県	85.4%	1,036	885	656	111	118	23	70	25	0
山形県	90.8%	1,124 1,773	1,020 1,438	849 929	83 120	88 389	18 38	48 218	23 133	0
福島県										
茨城県	82.6%	2,964	2,448	1,801	164	473	12	194	267	10
栃木県	84.4%	1,994	1,683	1,282	90	309	6	235	68	1
群馬県	78.5%	2,001	1,571	1,052	125	370	23	225	122	25
埼玉県	90.6%	7,325	6,635	5,839	97	698	24	188	486	1
千葉県	86.6%	6,269	5,427	4,563	51	805	11	315	479	8
東京都	99.7%	13,459	13,425	13,391	2	29	4	9	16	2
神奈川県	97.9%	9,142	8,949	8,824	3	122	2	44	75	0
新潟県	85.9%	2,307	1,983	1,685	176	123	16	45	62	0
富山県	96.1%	1,077	1,035	902	94	36	2	21	14	3
石川県	93.3%	1,153	1,075	954	67	51	9	14	28	3
福井県	94.2%	796	750	617	94	39	3	27	9	0
山梨県	80.7%	846	683	549	16	112	8	45	59	6
長野県	97.4%	2,130	2,074	1,761	191	121	18	82	21	1
岐阜県	91.0%	2,069	1,883	1,547	121	211	8	128	76	4
静岡県	78.7%	3,761	2,960	2,335	32	578	16	340	222	14
愛知県	89.1%	7,507	6,685	5,739	160	775	22	238	514	11
三重県	82.6%	1,845	1,524	954	102	465	18	229	218	3
滋賀県	98.5%	1,418	1,396	1,259	97	40	0	14	26	0
京都府	97.6%	2,569	2,508	2,407	45	56	11	25	20	0
大阪府_	97.3%	8,857	8,614	8,434	1	178	4	30	145	0
<u> 兵庫県</u>	98.7%	5,608	5,534	5,187	172	106	9	66	31	70
奈良県	87.7%	1,384	1,214	1,091	8	111	2	33	76	3
和歌山県	60.6%	990	601	252	49	300	15	176	109	0
鳥取県	92.7%	576	534	397	102	35	5	14	15	0
島根県	77.8%	698	543	322	111	106	28	46	32	4
岡山県	84.4%	1,928	1,628	1,264	48	316	20	202	94	0
広島県	86.6%	2,857	2,473	2,078	55	325	16	148	161	14
山口県	85.6%	1,413	1,209	909	69	231	8	139	84	0
徳島県	57.3%	767	439	134	21	276	14	154	109	8
香川県	74.3%	999	742	439	18	285	15	220	50	1
愛媛県	76.3%	1,411	1,076	738	44	292	26	161	105	3
高知県	74.8%	735	550	270	23	255	14	138	103	1
福岡県	91.1%	5,112	4,656	4,110	55	479	56	288	135	13
佐賀県	81.1%	839	680	489	69	121	35	65	21	1
長崎県	78.8%	1,396	1,100	856	50	189	16	127	45	5
熊本県	85.3%	1,803	1,538	1,206	75	256	30	177	50	1
大分県	73.6%	1,179	868	581	36	250	11	162	76	1
宮崎県	83.8%	1,121	939	648	53	238	20	182	36	0
鹿児島県	77.7%	1,667	1,295	687	43	560	50	393	117	5
沖縄県	85.5%	1,456	1,245	1,033	66	146	13	5	128	0

⁽注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

^{2.} 平成27年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、 富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を除いた値を公表している。 3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

平成29年度浄化槽推進関係概算要求の概要

平成28年9月1日 環境省浄化槽推進室

1. 浄化槽整備のための国庫助成

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、以下の交付金により市町村が実施する浄化槽 整備に関する事業に対して国庫助成を行う。

〇 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

11,000百万円

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境に資する浄化槽の整備を推進するための交付金。

【単位:百万円】

			Mr. 1 January Lund of the 1 m 785
	平成28年度	平成29年度	対前年度比
	予算額	要求額	%
循環型社会形成推進交付金	※(8, 924)	(11, 618)	(130. 2)
	8, 421	11, 000	130. 6

[※]上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

上記の他、

〇 地方創生推進交付金(内閣府に計上)

1,170億円の内数

地方版総合戦略の本格的な推進に向けた、地方創生の深化のための交付金。

本交付金のうち、「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」は、(旧)地域再生基盤強化交付金 (環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設等を総合的に整備する汚水処理施設整 備交付金等)から再編され、平成28年度に創設されたもの。

2. 国庫助成の内容

- 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業【個人設置型、市町村設置型】 環境配慮型浄化槽(省エネ化、コンパクト化、再生材使用、ディスポーザ対応)を推進する とともに、単独転換促進施策、及び強靭なまちづくり施策と組み合わせて総合的に推進する。 (助成率 1/2)
- 公的施設単独処理浄化槽集中転換事業【市町村設置型】

単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が、全国で約5万基近く残存しているため、市町村設置型の浄化槽整備を行っている市町村がその単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽へ転換する費用について助成を行う。(助成率1/3)

新〇 地域くらしの水環境整備促進モデル事業 [市町村設置型]

単独転換促進を効果的に図るため、国が別途実施する普及啓発等のソフト事業と組み合わせてモデル事業を展開し、その効果を検証して今後の効果的な整備促進に繋げる。

○ 広域連携による市町村設置型の基数要件緩和 [市町村設置]

市町村設置型浄化槽の基数要件(年20戸以上)について、広域連携※を実施する場合、構成市町村全体で適用し、市町村設置型の新規導入を促すとともに、既に市町村設置型を実施している市町村の運営管理効率化を図る。

※地方自治法に基づく「連携協約」、「協議会」、「事務の委託」、「事務の代執行」等による連携を想定

3. 浄化槽整備等のための支援強化

〇 浄化槽整備推進費(拡充)

29百万円

自治体、市民、NPO等における浄化槽の認知度向上のための浄化槽行政ブロック会議やNPO等ネットワーク形成促進事業を引き続き実施する。また、循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)の一環として実施する「地域くらしの水環境整備促進モデル事業」の整備促進効果を高めるソフト事業として、浄化槽の整備促進に向けた効果的な取組に関する提案・支援や、モデル事業の効果検証、浄化槽整備促進のための戦略的な広報を図る。

○ 浄化槽システム強靭化事業費(拡充)

20百万円

災害復旧対応を含め浄化槽台帳システムの新たな利活用や浄化槽システム全体での災害対応力の強化について調査検討を引き続き行うとともに、平成 29 年度は浄化槽の関係団体、維持管理業者における情報ツールの ICT 化の促進策の検討を行う。

〇 浄化槽情報基盤整備支援事業費

50百万円

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理の早期確立及び災害対応力の強化に向けて、浄化槽台帳システムの導入に前向きな自治体に対し、導入に際して地域ごとに異なる諸課題への解決策の支援を行うとともに、当該自治体における導入前後の諸課題及び解決策を整理、集約して、同様の諸課題を抱えている自治体に情報提供することにより、浄化槽台帳システムの整備推進を図る。

○ 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 (うち浄化槽グローバル支援事業費)

16百万円

「2030年までに、未処理の排水の割合半減」、「2030年までに、排水処理技術など、開発 途上国における水と衛生分野での国際協力と能力構築支援を拡大」等の持続可能な開発目標 (SDGs) に貢献するため、浄化槽等の日本発の優れたし尿処理技術の国際展開を図る。

4. その他

<東日本大震災復興交付金として復興庁計上>

〇 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

東日本大震災により被害のあった地域における、低炭素社会対応型浄化槽(市町村設置型・個人設置型)及び通常型浄化槽(個人設置型)の迅速な整備について財政支援を行い、被災地の生活排水対策の早期回復を図る(平成32年度までの継続)

環境省より「中小企業等経営強化法の施行について(お知らせ)」

平成28年8月16日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 浄化槽推進室

中小企業等経営強化法の施行について(お知らせ)

平素から、環境行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「中小企業等経営強化法」が平成28年7月1日に施行され、中小企業・小規模事業者や中堅企業は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣に申請し、認定されることにより固定資産税の軽減措置や各種金融措置が受けられることとなりました。

これにより、環境省所管業である「浄化槽清掃業」や「浄化槽保守点検業」、「廃棄物処理業」等を営む中小企業等から当該業に係る「経営力向上計画」が申請された場合、環境大臣がこれを認定することとなります。

つきましては、当該制度に関する情報を下記にてお知らせさせていただきますので、 貴団体における周知等に御活用いただければ幸いです。

記

1.「中小企業等経営強化法」に関する中小企業庁の特設ホームページ

「中小企業等経営強化法」の関連情報につきましては、下記の中小企業庁の特設ホームページで紹介されております。

- ・経営サポート「経営強化法による支援」:
 - http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/
- ・経営力向上計画 策定・活用の手引き:

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701tebiki.pdf

2.「経営力向上計画」の申請サポート

「経営力向上計画」の申請においては、各地域の商工会や商工会議所、地域金融機関等の「認定経営革新等支援機関」のサポートを受けることが可能です。

・経営革新等支援機関認定一覧(中小企業庁):

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm

[参考:国の相談窓口]

経営力向上計画の内容に関する相談窓口(中小企業庁)(受付時間)9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝除く)中小企業庁事業環境部企画課 03-3501-1957

< 表彰のご紹介 >

平成28年10月3日に開催された「第30回全国浄化槽大会」において、 下記の方々が受賞されました。誠におめでとうございました。



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長表彰

浅野政司 氏 (当協会理事)



国土交通省土地,建設産業局長表彰

永野卓司 氏 (当協会監事)



環境省·国土交通省

浅野政司 理事

永野卓司 監事

会員情報 >

平成 28 年 7 月

■フジクリーン工業 株式会社 (製造販売・施工・使用管理部会) 代表者変更 代表取締役 新:木村 秀昭

平成 28 年 9 月

■株式会社 ハウステック (製造販売・施工・使用管理部会)

住所変更 新: 〒450-0002 名古屋市中村区名駅 1-2-5 ヤマダ電機LABI名古屋内

電話変更 新: 052-433-2416 FAX 変更 新: 052-433-2419

平成 28 年 1 0 月

■中部日化サービス 株式会社

加入部会変更 新:施工部会・使用管理部会

■尾張テクアス 株式会社

加入部会変更 新:施工部会 使用管理部会

■桶留設備 株式会社 江南市 (施工部会)

■有限会社 東海浄工 豊川市 (施工部会)

■有限会社 東春管工設備 小牧市 (施工部会)

■株式会社 東浦ガス商会 知多郡東浦町 (施工部会) 協会だより ・・・・

平成28年度 浄化槽設備士試験実施結果

【試験年月日:平成28年7月10日】

合格発表年月日: 平成28年9月15日

processor and the second						
試験地	試験会場	受験予定者数		出席率	合格者数	合格率
宮城	「ショーケイ本館ビル」	158	142	89.9	51	37.2
占 初	(仙台市青葉区五橋2-11-1)	130	137	86.7	31	07.2
東京	「帝京大学」大学棟1号館	269	244	90.7	82	34.0
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	(東京都板橋区加賀2-11-1)	200	241	89.6	02.	04.0
愛知	「中産連ビル」	148	138	93.2	48	34.8
SC AH	(名古屋市東区白壁町3-12-13)		138	93.2	.0	01.0
大阪	「大阪工業大学」大宮キャンパス10号館	245	233	95.1	78	33.6
	(大阪市旭区大宮5-16-1)		232	94.7	, 0	
福岡	「九州ビル」	275	247	89.8	70	28.9
17 17 17	(福岡市博多区博多駅南1-8-31)		242	88.0		
	숨 計	1,095	1,004	91.7	329	33.2
			990	90.4		

⁽注)上段は学科試験 下段は実地試験を示す。



浄化槽強調月間 10 月に、合併浄化槽 の転換促進キャンペーンを実施!

今年も浄化槽強調月間の10月に、浄化槽の法定検査・保守点検・清掃の 必要性や、合併浄化槽への転換促進に関する啓発キャンペーンを、県等の 行政機関とも連携・協働して実施しました。

★主要駅、大型スーパーで、普及啓発キャンペーン

愛知県浄化槽協会所管エリア内の主要駅に加えて、今回は新たな試みとして、より地元 の方々に情報をお届けするために大型スーパーでも、キャンペーンを実施。

・10/5(水) 春日井市 ・ナフコ坂下店

・10/6(木) 豊田市

・名鉄豊田市駅

・10/11(火) 江南市

アピタ汀南西店

・10/12(水) 稲沢市

・アピタ稲沢店 ・パールシティ

・10/13(木) 一宮市

· 名鉄一宮駅、 J R 尾張一宮駅



法定検査などの必要性や、合併浄化槽への転 換の大切さを多くの方に知っていただくために、 お一人お一人に声をかけながら、啓発資材のポ ケットティッシュや水切りネットなどを、配布 しました。

★10月6日、名鉄豊田市駅周辺での様子















「ラジオスポットCM」を実施!

浄化槽の法定検査・保守点検・清掃の必要性を、より多くの皆さんに知っていただく ために、ラジオのスポットCMを実施することにしました。

下記概要で放送しています。

口コミも相乗効果をもたらしますので、友人知人様ともぜひ話題にして下さい。

ラジオスポットCM概要

① 放送局名: 東海ラジオ

② CM内容: 20秒スポット(下記)

③ 放送期間: H28年9月1日 ~ H29年2月28日(6ヵ月間)

④ その他: 放送は、マイカー朝夕通勤時間帯を中心に分散

(5) 声(アナウンサー): 原光隆(はらみつたか) 東海ラジオアナウンサー

〈プロフィール〉

愛知県田原市出身、56歳。

ー度アナウンサーになった後、2003年まで事業部に所属。 後にアナウンス課の課長として復帰、現在は報道部長。

〈現在の出演番組〉

- 原光降 はやバン!
- 矢野きよ実の朝は矢野流

CM内容



愛知県浄化槽協会からのお知らせです。 浄化槽をお使いの皆さん、ご存知ですか! お宅で使われている浄化槽には、 定期的な保守点検や清掃のほかに、 年1回、法律で定められた水質検査が必要です。 詳しくは、愛知県浄化槽協会へ!

【 CMスケジュール 2016.9月~11月 】

14:20 O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	20	16	(年		9	Ħ																										
07:386	A	1.0000000000000000000000000000000000000		100000000000000000000000000000000000000	500000000000000000000000000000000000000			A		100000000000000000000000000000000000000																						
88-38		木	金	土	日	Becommence:	火	@unusususus	木		土	日		火	CONTRACTOR OF THE PERSON OF TH	木		土	日	月	火		木		土	日	-	火		木		
08:38		_	0			0		0	Ļ	0			0		0		0			0		0	_	0			0		0	_	0	
09:28		0	<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	0	ļ	entra conserv					0							0							0		\vdash
99:34			_			-	10	-		-											0		manara mana					\cup				-
10.20			0			0	-			0						communities							desauce contract		\subseteq					_		-
13.32			1				-	\vdash	-				\vdash	-			\vdash		-	\vdash							\vdash				\preceq	\vdash
13:38			0	Ť		<u> </u>			<u> </u>	-	Ĭ					**********		Ŭ							_							
13:38			-						<u> </u>															***************************************		-						
13:48	13:38																										0					
14:40	13:48																											0				
14:48	CONTRACTOR NAME OF THE OWNER, WHEN PERSON AND ADDRESS OF THE OWNER, WH																						0									
14:48						0																	Service Assessment									
15:30									0							0																
16:52 ○																						0								_		
17:19 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇						_		Ļ		_				romanus convi		_				_		_								=		
2016年 10月 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 曜日 土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月10 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 18 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 18 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 18 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 18 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 18 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 18 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 18 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	15:52	TANK MARKATER AND ADDRESS OF THE PARK AND ADDRESS OF T				-			-					0	CHECK COLUMN	\circ		-				SHIPPING THE PARTY		0		and the same		0		\circ	$\overline{}$	
日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 曜日 土日月火水木金土日月火水		0	0			10		0		0					0		\cup			\cup		0	0				\cup		-		9	
日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 曜日 土日月火水水金土日月火水水水金土日日月火水水水金土日月火水水水金土日日111111111111111111111111111111111	17:29							1					0								101							101	9	9		
曜日 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 十 日 日 月 火 水 十 金 土 日 月 火 小 十 金 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	20	16	54		10) j			and the same terms																							
07:35	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
08:38	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	B	月	火	水	木	金	土	B	月	火	水	木	金	土	日	月
09:38	07:35			0	-	0		0			0		0		0			0		0		0			0		0		0			0
09:34 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	08:30						0							0		WILLIAM CONTROL					0		PROVENEDADO		AND DESCRIPTION OF THE PERSON			0				
10:30					0							0							0							0						
10:30				0		0		0			0				0			0				0			0				0			0
11:30		0					<u></u>		0							0							0		and the same of					0		
12:27 13:38 13:48 14:48 15:08 15:33 16:52 10:7:19 17:19 17:19 17:29					_		<u></u>	ļ			-					***********		************		nezero e comun	0		AMARIA STATESTANIA							_		
13:38					0			-																	de servicio de la compansión de la compa							
13:48							<u> </u>	-				0																				
14:48						-				-				\subseteq					-													
15:08					\vdash	-		<u> </u>	-														-									
15:33			-				-	-	-	-	-		_			***********			-						$\overline{}$	-			\dashv	-		
16:52						_	0	-	-	-										***************************************									-	\neg		\preceq
17:19					0		-	_			0	0		0					0		0	$\overline{\circ}$			0	0		$\overline{\circ}$	\neg	\neg	\neg	0
17:29				0	-	0	Accessioner	0			woman and		0	-	0			0		0	-				-	-	0					
日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 曜日 火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水 07:35 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				0								0							0	0												
日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 曜日 火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水 07:35 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	20	16	5年		1	1]	1000																									
曜日 火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水 07:35 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00								7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
07:35 0 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>***********</td> <td></td> <td>-</td> <td>SECONDO SECONDO</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td>							***********														-	SECONDO SECONDO								-		
08:30 0 <td>[</td> <td>/</td> <td>COLUMN STATES OF THE PARTY OF T</td> <td>- 1</td> <td>MARKET MARKET</td> <td>Designation of the last</td> <td>3-4</td> <td>-</td> <td>Ĥ</td> <td></td> <td>-12</td> <td>NAMES OF TAXABLE PARTY.</td> <td></td> <td>j1</td> <td>wideoscoon)</td> <td></td> <td></td> <td>717</td> <td>DOMESTICAL PROPERTY.</td> <td>du</td> <td>II</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>~ ~</td> <td>NORMODERNIN</td> <td></td> <td>11</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>NAME OF TAXABLE PARTY.</td> <td></td>	[/	COLUMN STATES OF THE PARTY OF T	- 1	MARKET MARKET	Designation of the last	3-4	-	Ĥ		-12	NAMES OF TAXABLE PARTY.		j1	wideoscoon)			717	DOMESTICAL PROPERTY.	du	II				~ ~	NORMODERNIN		11	-	-	NAME OF TAXABLE PARTY.	
08:38			\vdash		\subseteq		-	۲		\vdash		\subseteq			\dashv		\vdash		\vdash		-	\subseteq		\vdash	$\overline{\bigcirc}$	\vdash			쒸	\dashv	\dashv	-
09:34 0 <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>\vdash</td> <td></td> <td>-</td> <td>\vdash</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>\vdash</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>\bigcirc</td> <td></td> <td>$\overline{}$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>\bigcirc</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>\dashv</td> <td></td> <td>-</td> <td></td>		0		\vdash		-	\vdash		0		\vdash					\bigcirc		$\overline{}$					\bigcirc						\dashv		-	
09:48 0 <td></td> <td>Ť</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td> </td> <td>0</td> <td>Ť</td> <td>_</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>Ť</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>Ť</td> <td></td> <td>Ť</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>Ť</td> <td>\neg</td> <td></td>		Ť	0		0		 	0	Ť	_		0			0	Ť			0			0	Ť		Ť	0			0	Ť	\neg	
12:08 O 0 </td <td></td> <td></td> <td>Ť</td> <td></td> <td>Ť</td> <td>0</td> <td></td> <td>Ť</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ť</td> <td>0</td> <td></td> <td>Ť</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ť</td> <td>0</td> <td></td> <td>Ť</td> <td>anasa sa sa</td> <td></td> <td></td> <td>Ť</td> <td>0</td> <td></td> <td>Ť</td> <td>\neg</td> <td>\neg</td> <td></td>			Ť		Ť	0		Ť				Ť	0		Ť				Ť	0		Ť	anasa sa			Ť	0		Ť	\neg	\neg	
13:24 13:48 O 14:20 0 15:33 0 16:52 0 <		0				Ē																										
13:48 O O </td <td></td> <td>0</td> <td></td>											0																					
14:20 15:33 0 16:52 0	13:48	0																				0										
16:52 0 0 0 0 0 0 0 0 17:19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 17:29 0 0 0 0 0 0 0 0 0	14:20														0																0	
17:19 0	15:33			0														0														
17:29 0 0 0 0 0 0 0	16:52		-						0							0						**********			0							
			0	0	0			0		0	0	personance of			0		0		0			0		0		0			0		0	
				<u> </u>	L		<u></u>	<u></u>	lunnannou			OUR DESCRIPTION OF THE PERSON				0		0					0		0					0		

↑番組の中で、上記時間辺りでCMが流れます。

<番組スケジュール>

- -7:00~9:00(月~金) 矢野きよ実の「朝は矢野流」 -9:00~12:00(月~金) タクマの「HAPPY TIMES」
- ・13:00~16:00(月~金) FINE DAYS パーソナリティ日替わり ・16:00~17:45(月~金) 山浦・深谷の「ヨヂカラ!」 ※改変により番組が変更になる場合もあります。

【 CMスケジュール 2016.12月~2017.2月 】

20	16	年		1:	2 J																										
B	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		金	土	日	月	火	PARAMETER STATE	postanenenene	金	土	日	月	火	水	木	金	王
07:35	715	0			0		0	713	0		3	0		0	- 1	0			Ó		0		0	- constitue	14	0		0		0	
08:30	0	\vdash			-		\vdash	0	$\overline{}$			_			0	\vdash			-		-	0				$\overline{}$		\preceq	0	\dashv	-
08:38	\vdash	-	-	-	-	0		Ĕ		-			0		\vdash					0							0		Ĭ		
09:34		0			0	Ť	0		0			0	Ŭ	-		0			0	Ť			0			0	Ŭ			0	
09:48		Ť	0		Ť	<u> </u>	Ť			0						Ť	0							0				-			0
10:30																0			-												
12:09																		0			anaza na	- CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR		anonome.	OCCUMENT.						
13:13												0																			
13:38		0																					0								
14:48							0												0		omoussen sass					antinomers.					
15:33						0									0														0		
16:52	0				0		0		0				0		0				0		0	0	0			0	0		0		
17:19	0	0			0		0	0	0			0	0	0	0				0		0					0		0		0	
17:29	<u></u>	<u></u>	L		<u> </u>	0						0		0	<u> </u>	0				0		0	0				0		0		
20	17	'年		1	Ħ																										
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	日		火	水		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日日	月	火	水	木	金	土	INCOMPANIES.	月	火	水	木	金	±	日	月	火
07:35	H	0	_		1/1	0	H		70		0	~ \				77		0	1	0			0		0	1/	<u> </u>		[cord	0	^
08:30	-	۲		\vdash	0	\vdash	-	-	\vdash		\cup	0	\vdash	-	-	\vdash	-	\cup	0				\vdash	-	\subseteq	0	\vdash			\mathcal{L}	-
08:38	-	-	0		10	-		-		0		_		-	-		0		\vdash				-	0		\vdash				-	0
09:34	-	0	\subseteq	0	-	0	-	-	0		_		0	-	_	0		-		0	emananan sen		0	$\overline{}$			0		-	0	\dashv
09:48	-	\vdash			-	\vdash	0	-	\vdash		CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	***********	\vdash	0	-	\vdash	-		-	\vdash	0		\vdash		-			0		\preceq	
11:30	-				-	-	\vdash	-			-			Ĭ			0	-	-	-	\vdash		_					$\check{}$			\neg
12:09				-	_	<u> </u>				-	-	PARTICULAR DE			0		۲			-											\neg
13:13	-	0	-		ļ	-		 							Ť					-											
13:38		Ĭ			-		-	-												0											
14:03			-																		-					0					
14:32										0																					
14:48	-				-	-		Ī													annuter can				0						
15:33					0						220000000000000000000000000000000000000						0														0
16:52			0		0				0		0					0	0		0					0	0	0				0	0
17:19		0	0	0		0			0	0	0	0	0			0	0	0		0			0	0	0	0				0	0
17:29					0					0		0						0	0				0		0		0				
20	17	有		2	Ħ																										
目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
曜日	水	木	金	王	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	王	日	月	火			
07:35	0		0			0		O		0			0		0		0			0		Ö		0			0				
08:30	Ť	0	Ť		T	Ť		Ť	0	Ť			Ť		Ť	0	Ť			Ī			0								
08:38		Ť					0		Ī					0							0							0			-
09:29		0					_		0							0							0					0			
09:34	0	CATTOONEROOM	0			0		0		0			0		0		0			0		0		0			0				
09:48				0							0							0							0						
10:20																											0				
12:08			0																												
13:13						0																									
13:20																	0														
13:29																			0												
13:48			L											_							0										
14:40		_								0							<u></u>			<u> </u>											
14:48													ļ	Ļ	<u> </u>			_						0							
15:24		<u> </u>			ļ	ļ	_							0																	
15:33			Ļ				0		Ļ					<u>_</u>		Ļ	_				<u> </u>	Ļ									
16:52		@earrorsensus	0				0	_	0	_			_	0	<u>_</u>	0				_	0					_	0	0			
17:19	0	0	0		<u> </u>	0	<u> </u>	0	0				0	0	-	0	_	_		0	0	0	0	_			0				
17:29	<u></u>	0	L				0			0			0		10		0			10	L		0	0				0			

[↑]番組の中で、上記時間辺りでCMが流れます。

<番組スケジュール>

- ·7:00~9:00(月~金) 矢野きよ実の「朝は矢野流」 ·9:00~12:00(月~金) タクマの「HAPPY TIMES」
- ・13:00~16:00(月~金) FINE DAYS パーソナリティ日替わり ・16:00~17:45(月~金) 山浦・深谷の「ヨヂカラ!」 ※改変により番組が変更になる場合もあります。

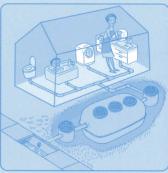
●協会会議等のこよみ

平成 28 年 7 月 10 日 浄化槽設備士試験 13 日 指定検査機関担当者連絡会議 15 日 東海北陸ブロック協議会検査員連絡会 26日 7月理事会 - 平成 28・29 年度の各部会・委員会委員及び支部長(案)について - 第30回全国浄化槽技術研究集会(東京都)10/17について 26~28 日 浄化槽技術管理者講習会 8月……………… 31日 愛知県浄化槽維持管理向上連絡会議 9月……………… 1日 第1回製造販売部会及び市町村整備推進事業委員会合同会議 1~2 日 東海北陸ブロック協議会検査員連絡会 2日 第1回使用管理部会 6日 正副会長会議 15~16 日 四国地区協議会検査員研修会 27 日 9 月理事会 - 平成28年度の各部会・委員会の事業計画(案)について 第30回全国浄化槽大会(東京都)10/3について - 第30回全国浄化槽技術研究集会(東京都)10/17について 10 月 3~4 日 第 29 回全国浄化槽技術研究集会

- 浄化槽強調月間の取組について
 - ・第30回全国浄化槽大会(東京)の結果について
 - 浄化槽フォーラム(岡崎市 10/31) について
- 23 日 浄化槽管理士試験

3日 10月理事会





私たちは水の明日を考えています。

[主唱] 環境省•国土交通省

[浄化槽の日実行委員] (一社)浄化槽システム協会 浄化施設排水消毒管理協会 全国浄化槽推進市町村協議会

全国環境整備事業協同組合連合会

全国管工事業協同組合連合会 (一財)全国建設研修センター (一社)全国浄化施設保守点検連合会 (一社)全国浄化槽団体連合会 (一社)日本衛生材料工業連合会 (公財)日本環境整備教育センター

(一社)日本環境保全協会 (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)地域環境資源センター 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 (一財)日本環境衛生センター

[贊助委員] (公社)日本水環境学会

出展: 「浄化槽の日実行委員会」